

用語説明

<英字>

GAP手法

GAP（ギャップ）とは、Good Agricultural Practiceの略称で、一般には、「農業生産工程管理」と訳されており、農業者がGAP手法を導入することで、適切な生産管理（食品安全、環境保全、労働安全、品質向上など）が実践され、食品安全危害や環境負荷が軽減され、市場及び消費者の信頼を確保できる手法でもあります。



HACCP

HACCP（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Points）とは危害分析（HA）・重要管理点（CCP）と呼ばれる衛生管理の手法です。

従来の最終製品の抜き取り検査では、100%の安全性を保証することはできないことから、NASA（アメリカ航空宇宙局）が宇宙食の安全性を保証するために考え出した方法で、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、全ての製品の安全性を確保していく衛生管理手法です。

IPM

IPM（アイピーエム：Integrated Pest Management：総合的病害虫・雑草管理）とは、

- ①病害虫や雑草の発生しにくい環境づくりに努め、
- ②発生状況の確認などで防除の要否及びタイミングを判断し、
- ③農薬だけでなく、多様な手段を適切に組み合わせて防除する

ことで、病害虫や雑草を経済的な被害が起きないレベルで管理する取組です。

また、化学農薬への依存から脱却することで、抵抗性を持つ病害虫の発生を防ぐとともに、在来天敵の発生により病害虫の多発を抑制でき、化学農薬を減少でき、人の健康へのリスクや環境への負荷を最小限にできます。

JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用または消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和25年に制定されました。

通称「JAS法」と呼ばれ、JAS規格による格付検査に合格した飲食料品などにJASマークを付けることを認めるJAS規格制度と、品質表示基準に従った表示を飲食料品の製造業者または販売業者に義務付ける品質表示基準制度の二つの制度があります。

<あ行>

愛知県食の安全・安心推進協議会

愛知県における食の安全対策について、県民各界の意見・提言を受けて施策に反映させ、効果的かつ円滑に施策を推進するため、消費者団体、農林水産団体及び食品製造・流通業界の各代表者並びに学識経験者を構成員とする愛知県食の安全・安心推進協議会を平成15年3月に設置しました。



愛知県食の安全・安心推進本部

食の安全を揺るがす問題による県民の不安を解消し、食の安全に対する信頼を回復するため、平成14年9月に知事を本部長とする「愛知県食の安全・安心推進本部」を設置し、全庁横断的に取組を進めています。

愛知県食品衛生監視指導計画

平成 15 年 5 月の食品衛生法の改正に伴い、それまで業種毎に規定されていた食品営業施設に対する監視回数が廃止され、毎年度、地域の実情に応じた監視指導計画を策定・公表することとされました。

愛知県では、平成 16 年度から毎年度、県民の方々からの意見を参考に、食品営業施設などに対する監視指導及び食品検査に関する具体的な計画として「愛知県食品衛生監視指導計画」を策定し、この計画に基づき効果的かつ効率的な監視指導を実施しています。



愛知県農産物環境安全推進マニュアル

農業生産に伴う環境への負荷を最小限に抑え、食品としての農産物の安全性を確保するためには、栽培から出荷に至るまでの農業生産の各段階において取り組まなければならない対策や、注意しなければならない事柄があります。こうした対策や事柄をチェック事項として取りまとめたものが愛知県農産物環境安全推進マニュアルです。

愛知県 HACCP 導入施設認定制度

国による HACCP の承認制度である総合衛生管理製造過程の承認対象外の施設についても HACCP による自主管理を推進するため、HACCP を導入した食品営業施設を知事が認定する制度です。他県に先駆け、平成 15 年度にスタートし、大規模弁当調理施設などの大量調理施設、ホテル・旅館の調理施設及び食品製造施設を対象に実施しています。

いいともあいち運動

この運動には 2 つの目的があります。

一つは都市と農山漁村との交流を強め、生産から加工・流通・消費に至る関係者が“いい友だち”関係となってお互いの理解を図ろうということです。

もう一つはこうした信頼関係の中で、地元愛知の農林水産物を食べよう・利用しようという取組〈Eat More Aichi Products (イート モア アイチ プロダクツ)〉を進めることです。

いいともあいち推進店

「いいともあいち運動」の趣旨に賛同し、県内で生産された農林水産物を積極的に①販売する店舗や②食材として利用する飲食店などを「いいともあいち推進店」として登録して、地域の農林水産物の消費・利用の促進を図ります。

栄養教諭

児童生徒の栄養の指導及び管理を行い、学校における食育推進の中核的な役割を担う教諭で、児童生徒の食の自己管理能力や望ましい食習慣を身に付けさせるために、平成 17 年度から新たに学校へ配置できることとなった教員のことをいいます。栄養教諭は、栄養士としての資質と教諭としての資質を兼ね備えているため、学校において、より効果的な食に関する指導を行うことが期待されています。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式（たい肥などによる土づくり・減化学肥料・減化学農薬）に関する導入計画を策定し、知事に認定を受けた農業者の愛称を言います。



<か行>

貝毒

貝毒には麻痺性と下痢性の2種類があり、特殊な植物プランクトンを貝類が捕食することにより、プランクトンの持つ毒が貝類の体内に蓄積され生じます。

麻痺性貝毒は、ホタテガイ、カキ、アサリなどで春季に多く発生し、症状は口のしびれから始まり、全身にマヒが広がり運動が困難となり、重症の場合は呼吸困難で死亡することもあります。

一方、下痢性貝毒はホタテガイ、ムラサキガイなどでほぼ周年発生し、症状は下痢が特徴的で、嘔吐、腹痛を伴う場合もありますが、死亡例はありません。



環境保全型農業

農業は、環境と最も調和した産業として、食料の供給だけではなく、水と緑豊かな大地の保全にも貢献しています。

このため、県では、農業が本来持つ資源循環機能を生かして、化学肥料や農薬などの使用に伴う環境への影響をできる限り減らし、環境保全と生産性の向上が調和した環境保全型農業を推進しています。

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

不当な表示や過大な景品提供を規制することにより、事業者間の公正な競争を確保し、消費者の利益を保護することを目的とする法律です。

商品・サービスの品質や規格などについて、実際のものや他の事業者のものよりも、著しく優良であると消費者に誤認される表示を禁止したり、景品類の最高額などを制限したりしています。

鶏卵のサルモネラ総合対策指針

近年、鶏卵に起因するサルモネラ食中毒が問題視されていることから、生産段階における鶏卵のサルモネラ汚染防止を目的に種鶏場、ふ卵場及び採卵養鶏場における具体的な衛生管理手法として、平成17年1月に農林水産省が策定した指針です。

検収

一般には、納入品が要求仕様に合っているかの検査のことをいいます。

食品の場合は、食品の納入時に、食品の種類や数量の他、品質、包装容器等の状況（箱や袋の汚れや破れ等）、異物混入や異臭の有無、期限表示、品温等について点検や確認を行うことをいいます。

耕種的防除法

同じほ場で同じ作物を続けて栽培しないことや病害虫に強い品種を選んで栽培したり、栽培の時期を通常と変えるなど、栽培方法を工夫して病害虫や雑草が増殖しにくい環境にする栽培手法です。

米トレーサビリティ法

正式には「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」といい、米穀や米穀加工品の流通経路の透明性を高め、食の安全性に関する問題が発生した場合、事業者を素早く特定すると同時に商品を回収できるようにすることを目的として平成22年10月から一部施行、平成23年7月から完全施行された法律です。

この法律により、米穀及び米穀加工品の販売、輸入、加工、製造等の事業を行う者に対して、取引記録の作成と保存並びに、一般消費者への産地情報の伝達を義務付けています。



<さ行>

栽培管理記帳

農作物の栽培において、生産者が使用した農薬の薬剤名・使用日・使用量、肥料の資材名・施用日・使用量などを記録することです。



飼養衛生管理基準

家畜を適切に飼養管理することは、家畜伝染病の予防や生産性の向上の観点だけではなく、最終生産物である食品の安全性の観点からも重要です。家畜伝染病予防法では、家畜の衛生管理の方法に関する具体的な基準として、畜種別に「飼養衛生管理基準」を定めています。家畜伝染病の農場への侵入防止や発生に備えた準備など、家畜の所有者が遵守すべき基準が具体化されています。

消費生活モニター

危険な商品、不当な取引・表示などの観察・通報、消費生活に関する意見・要望の提出を県民の方に依頼する制度で、公募及び市町村からの推薦により、県内全市町村に400名を配置しています。

平成14年度からは、食の安全・安心確保のために、食品表示や食品衛生に関する確認を依頼しており、こうしたモニターからの情報は、関係する行政機関や業界などへ情報提供するなどして活用しています。

食育

「食育」という言葉は、明治時代には既に「知育」「体育」「才育」「徳育」と並ぶ「五育」の一つとして用いられていました。

食育とは、生きる上での基本であり、さまざまな体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健康で豊かな食生活や食習慣を身につけることです。

食育推進ボランティア

農村生活改善関係、食生活改善関係、生活協同組合関係など広範な分野からリーダー的に活動している方を「食育推進ボランティア」として登録し、健全な食生活の普及や郷土の食文化の継承など地域に根ざした食育の推進を図ります。

食鳥検査員

食鳥検査員とは、1年間の処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場において疾病及び異常の有無を1羽ごとに検査する食鳥検査の業務や食鳥処理場に対する監視・指導などを行うために「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、都道府県等が指定する獣医師の資格を有する職員です。

なお、食鳥検査の業務は、都道府県等の委託により、厚生労働大臣が指定する検査機関（指定検査機関）の獣医師が行うことができますが、この場合、都道府県等の食鳥検査員が定期的に監視・指導を行い適切に検査が実施されているか、確認を行っています。

食鳥処理衛生管理者

食鳥処理衛生管理者とは、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥処理を衛生的に管理するために食鳥処理場に置かれ、食鳥処理に従事する者の監督、食鳥処理場の構造設備の管理などを行う者です。

なお、食鳥処理衛生管理者となるためには、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

- ①獣医師
- ②大学で獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者
- ③厚生労働大臣の登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
- ④食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者



食の安全・安心情報サービス

愛知県のホームページに、県が所有する食の安全に関する情報を取りまとめて発信する「食の安全・安心情報サービス」(<http://www.pref.aichi.jp/eisei/anzen.html>)を開設し、タイムリーな情報提供に努めています。

食の安全に関する総合相談窓口

食中毒、食品添加物、食品中の残留農薬、食品の表示などの食の安全に関する相談に一元的（ワン・ストップ・サービス）に対応するため、平成15年4月から愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課内に「食の安全に関する総合相談窓口：052-951-4149」を設置し食の安全に関する相談に対応しています。



食のリスク管理サポート事業

HACCP について一定の知識を有し中小規模の食品営業施設におけるリスク管理について助言・指導を実施する自主管理サポート指導員を育成し、リスク管理が優秀と認められる施設に対して、リスク管理優秀店として愛知県の認定ステッカーを交付します。

平成17年度にスタートした事業であり、これにより中小規模の食品営業施設における自主衛生管理の推進を図っていきます。

食品衛生監視員

食品衛生監視員とは、食品衛生法に基づき、保健所・食品衛生検査所などにおいて、食品衛生に関する監視・指導を行う公務員です。

なお、食品衛生監視員になるためには、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

- ① 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者
- ② 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
- ③ 大学で医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者
- ④ 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する者

食品衛生責任者

食品衛生に係る営業の基準に関する条例に基づき、食品衛生管理者を置かなければならない施設以外の施設については、食品衛生責任者の設置が必要です。

食品衛生責任者は、食品衛生に必要な知識の向上に努め、衛生管理を行うことが義務付けられています。

また、製造、加工、調理、保存、販売などが衛生的に行われるとともに、従事者を介しての食中毒の発生が防止されるよう従事者の衛生教育に努める必要があります。

食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする法律です。

食に関するさまざまな問題に対応するため、平成15年5月30日に一部が改正され、国、地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化、規格・基準と監視・検査体制の強化などが図られています。

食品表示ウォッチャー

消費者の方を「食品表示ウォッチャー」に依頼し、日常の買い物の中での食品表示の継続的な観察と情報提供を依頼し、食品表示の適正化を推進しています。

食品表示110番

食品表示に対する消費者の関心が高まっている中、食品の表示についてより一層の適正化を図る観点から、広く県民から食品表示に関する各種情報について提供を受けるため、平成14年2月から

愛知県農林水産部農林総務課(平成18年4月1日から組織改編により食育推進課に変更)内に「食品表示110番:052-951-3893」を設置しています。



人獣共通感染症

自然条件下で、人にも脊椎動物にも感染する感染症のことを言います。

病原体はウイルス、細菌、原虫、真菌、寄生虫と多岐にわたります。

人が動物から感染するばかりでなく、動物が人から感染し、さらに人に感染させることもあります。

人獣共通感染症の中には、人に対して感染力が強く、動物に対しては弱いものや、この逆のものもあります。

人獣共通感染症としては、狂犬病、Q熱など様々なものがあります。

施肥基準

環境負荷の低減に配慮し、作物に利用されない余剰肥料成分を最小限にするため、愛知県の平均的な地力のほ場において、目標とする収量を得るために必要となる肥料の最大投入量を示した基準です。

<た行>

地産地消

地産地消とは、地域で生産された食料等農林水産物を地域で消費することです。

「その地域で育まれた旬の農林水産物を食べるのが健康によく、おいしい。」という考え方がその基本にあります。

知の拠点重点研究プロジェクト

「知の拠点」は、産・学・官の共同研究開発及び企業の技術・製品開発支援のための拠点施設として、本県が万博跡地に整備を進めている研究機関で、平成24年2月にオープンしたあいち産業科学技術総合センターと、平成24年度中へのオープンを目指して整備中の中部シンクロトロン光利用施設(仮称)から成ります。

「知の拠点重点研究プロジェクト」とは、あいち産業科学技術総合センターで行われている産・学・官の共同研究開発で、ナノマイクロ加工技術、食品検査技術、早期診断技術の3つのテーマで研究開発が行われています。

登録農薬

農薬取締法第2条第1項に基づき、農林水産大臣の登録を受けた農薬を言います。

トレーサビリティシステム

食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とをさかのぼって調査できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼を確保するものです。

国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務化されました。

また、現在、国産牛肉以外の食品全般については、生産者、流通業者などの自主的な導入の取組を基本としつつ、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステムの導入の支援が行われています。



<な行>

農薬管理指導士

農薬販売者などを対象に、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、その合格者を農薬管理指導士として認定することにより、農薬販売者などの資質向上を図っています。

農薬登録拡大試験

地域特産作物は登録農薬が少ないので、農薬登録拡大のため、県などが薬剤の効果や残留性の試験を行い、登録拡大のためのデータを作成します。

農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制などを行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする法律です（最終改正：平成16年5月26日）。

<や行>

有機質資材施用基準

硝酸態窒素による地下水汚染や重金属類の土壌蓄積を防止するため、稲わら、麦わら、バーク堆肥、家畜ふん堆肥、污泥類などの有機質資材の最大投入量を示した基準です。

<ら行>

リスクコミュニケーション

リスクとは、食品中に危害要因が存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）を言います。

また、リスク分析とは、食品中に含まれる危害要因を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、またはそのリスクを低減するための考え方で、リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、より良い成果を得ようとするものです。

リスクコミュニケーションは、リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換することを言います。

